

令和6年度 防府市中小企業DX実現支援補助金 募集要領

【募集期間】

令和6年5月1日（水）～令和6年7月19日（金）**必着**
補助金採択の可否については審査を行い決定します。

【問合せ先等】

補助金の申請に関すること
防府市商工振興課

TEL：0835-25-2147

DXコンサルティングに関すること
やまぐちDX推進拠点Y-BASE

URL：<https://digitech-ymg.org/y-base/>

補助金の申請サポート

防府商工会議所

TEL：0835-22-4352

防府市中小企業サポートセンター

TEL：0835-25-2229

防府市

1 事業の趣旨

やまぐちDX推進拠点Y - BASEのコンサルティングと連携して、デジタル技術を活用した業務の変革や事業展開により、生産性の向上や販路開拓等に取り組む事業者等に対して必要な経費の一部を支援します。

2 補助金の対象者

以下全てに該当する事業者が対象となります。

- (1) 市内に事業所を有する法人又は個人で、事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思がある者（農林漁業者、医療法人、農業法人、NPO法人等も対象）

※法人については、資本金の額又は出資の総額が3億円以下、もしくは常時使用する従業員の数が300人以下であること

- (2) 市税等に滞納がない者
- (3) 事業のデジタル化による売上・生産性の向上に継続的に取り組む者
- (4) やまぐちDX推進拠点Y - BASEのDXコンサルティングと連携して事業計画を策定し、事業を実施する者
- (5) 防府市暴力団排除条例に該当しない者
- (6) 宗教活動又は政治活動を目的としていない者
- (7) 同一の内容で国・地方公共団体又はこれに準ずる団体からの補助金交付決定を受けていない者

* 同一法人・事業者での応募は、1申請に限ります。

親会社が議決権の50%超を有する子会社が存在する場合、親会社と子会社は同一法人とみなし、いずれか1社のみでの申請しか認められません。また、親会社が議決権の50%超を有する子会社が複数存在する場合、親会社と複数の子会社は全て同一法人とみなし、このうち1社のみでの申請しか認められません。なお、個人が複数の会社「それぞれ」の議決権を50%超保有する場合も同様に、複数の会社は同一法人とみなします。また、親会社が議決権の50%超を有する子会社が議決権の50%超を有する孫会社や、更にその孫会社が議決権の50%超を有するひ孫会社等についても同様の考え方にに基づき、同一法人とみなします。

3 補助対象事業

商品・サービス、生産・業務プロセス、組織運営等を見直し、デジタル技術を活用した業務の変革や事業展開により売上や生産性の向上や販路開拓等につながる事業。

※やまぐちDX推進拠点Y-BASEのDXコンサルティングと連携して事業計画を策定し、事業を実施してください。

[取組事例]

- ・在庫管理・生産管理・工程管理・受発注管理の基幹システムの構築
- ・IoTを活用した作業の可視化による生産性の向上
- ・AIを活用した需要予測による在庫の削減・シフトの最適化
- ・顧客管理システムを導入しデータを活用した営業戦略の構築

など

4 補助対象期間

交付決定日から令和7年2月28日(金)まで

※ 補助対象期間に契約・発注・支払が完了しない経費は補助できません。

※ 交付決定日は、令和6年8月中旬を予定しています。

5 補助率及び補助金額

補助率	補助対象経費の3分の2
補助金額	200万円以内の額（下限なし、千円未満切捨）

6 補助対象経費

補助対象経費は、補助対象事業を行うために必要な経費のうち、次に定める経費とします。

	費目	対象経費
①	機械装置等費	専ら補助事業のために使用される機械・装置の購入、製作、借用に要する経費
②	システム構築費	専ら補助事業のために使用される専用ソフト・情報システムの購入、構築、借用に要する経費
③	クラウドサービス利用費	専ら補助事業のために利用するクラウドサービスやWEBプラットフォームの利用に係る経費
④	専門家謝金・旅費	事業遂行のために必要な専門家に支払われる経費
⑤	教育・研修費	事業遂行のために必要な従業員の教育訓練や研修に係る費用
⑥	その他	その他、事業を行う上で特に必要と認める経費

<留意事項>

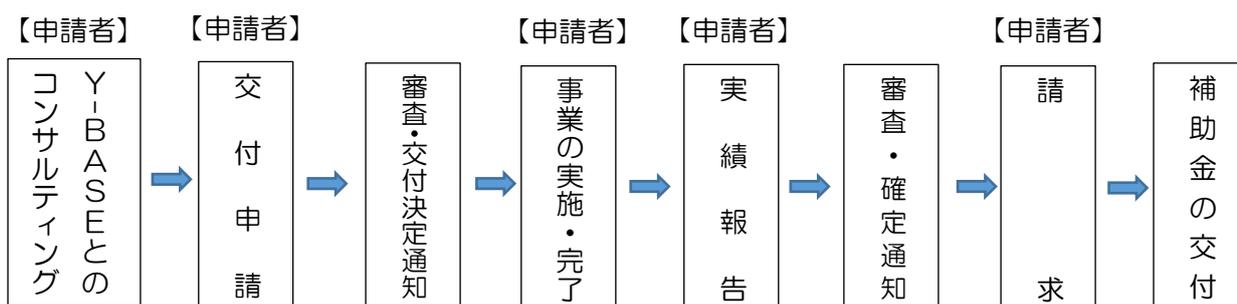
- ※ 契約期間が補助対象期間を超える場合は、補助対象期間分のみが補助対象となります。年間費用については、月額に換算したもので計算します。
- ※ 原則、本市の事業所等で行うもののみが対象となります。
- ※ 補助対象経費がパソコン、タブレット、スマートフォンのみの場合は対象外となります。
- ※ 消費税及び地方消費税は対象になりません。
- ※ 根拠書類（見積書、請求書、領収書等）によって金額・支払の有無・日時等が確認出来ない経費については、補助金の対象外となります。

<補助対象外経費>

すべての費目について、以下の項目に掲げる経費は補助対象経費になりません。

- 交付決定日より前に支払われた経費
- 他の補助金等の採択を受けて行う事業に係る経費
- 本事業との関連が認められない経費
- 導入済みのソフトウェア等に対する更新費、追加購入ライセンス費、機能向上につながらない経費
- 通常の生産活動のための設備投資等、単なる取替更新のためのもの
- 汎用性が高いと判断されるもの
- 補助対象期間中に係る合理的な数量と見なされないもの
- 自社内部の取引によるもの
- オークションによる購入
- 通常の仕入費用
- 不動産取得費
- 家賃・光熱水費・通信費などの固定費
- 各種保険料
- 各種キャンセルに係る取引手数料など
- 公租公課（消費税含む）
- 免許・資格等の取得・登録費
- 払込手数料
- 消費税及び地方消費税
- 金券、商品券、仮想通貨、クーポン、ポイント、小切手・手形での支払
- 公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

7 スケジュール



8 交付申請までの手続

事業計画の策定

やまぐちDX推進拠点Y-BASEのコンサルティング（要予約）を受けて事業計画を策定してください。

Y-BASEホームページからご予約ください。

URL : <https://digitech-yimg.org/y-base/>

Y-BASEのコンサルティングは防府市創業・交流センター（デザインプラザHOFU）1階のY-BASE防府サテライトでも受けることができます。防府サテライトをご利用される場合は「実施場所・web会議ツールご選択」の項目で「防府サテライト」をご選択ください。

※Y-BASEのコンサルティングを受け、事業計画の策定が完了してから交付申請へ進んでください。

9 交付申請手続（申請方法、申請書類、受付期間）

（1）交付申請

申請書類を揃えて、郵送により防府市商工振興課へ提出してください。

〒747-8501 防府市寿町7番1号

防府市商工振興課 宛て

※「DX実現支援補助金申請書在中」とご記載ください。

（2）申請書類

- ① 交付申請書（第1号様式）
- ② 事業計画書（別紙1）③誓約書（別紙2）
- ④ 見積書等の経費に関する根拠書類
- ⑤ 補助対象経費となるもののパンフレットなど、内容がわかる資料
- ⑥ 直近の確定申告書の写し

＜法人の場合＞ 確定申告書別表一・別表二の写し

（新規法人の場合は、法人設立届の写し、株主名簿等）

＜個人の場合＞ 確定申告書第一表の写し

（創業者の場合は、開業届の写し等）

※ 確定申告書の写しについては、受付印のあるもの。もしくは国税庁が確定申告書のデータを受け付けたことを確認できる書類の添付が必要です。

- ⑦ 直近の決算書の写し

＜法人の場合＞直近の税務申告に添付した決算書（貸借対照表、損益計算書）

＜個人の場合＞直近の確定申告の青色申告決算書または収支内訳書

⑧ 市税の納税証明書（滞納のないことの証明書）

※ 課税課窓口または各出張所で取得できます。

※ 納税後2週間以内に証明書を申請する場合、納付したことを確認できる書類が必要になります。窓口にお越しの際は、納付時の領収書等（領収日付印のあるもの）又は口座引落とし済の通帳のコピーをお持ちください。

(3) 受付期間

令和6年5月1日（水）～令和6年7月19日（金）【必着】

1.0 審査及び結果の通知

(1) 審査方法

申請された内容について、審査を行った上で採択の基準点数に達したもののうち、得点の高いものから予算の範囲内で補助対象事業者を決定します。

※書面のみ審査となりますので、申請書・事業計画書はできるだけ具体的かつ詳細に記載し、不備のないようにご記入ください。

審査の結果（不採択の理由等）に関するお問い合わせには、一切応じかねますので予めご了承ください。

審査により、本補助金を交付する旨の決定をしたときは交付決定の通知、本補助金を交付しない旨の決定をしたときは不交付に関する通知を後日発送します。
※申請内容に補助対象外経費が含まれている場合は、当該経費を除いた額で交付決定を行います。

※交付決定の通知は、補助金額の確定ではありません。実績報告後に改めて審査し、確定通知書により補助金額が確定することになりますのでご注意ください。

(2) 審査基準

以下の基準に基づき総合的に審査します。

- ・補助事業を実施するにあたり、Y-BASEコンサルティングとの相談連携が十分に図られているか。
- ・自社の課題・解決方法の分析が適切におこなわれているか。
- ・補助事業の内容は、課題の解決につながる内容となっているか。
- ・補助事業の実施によって、売上や生産性の向上、既存業務の変革等につながるか。
- ・補助事業計画は具体的で実現可能性の高いものになっているか。

1.1 実績報告

補助事業完了後20日以内に次の書類を提出してください。

- ① 完了報告書(第6号様式)
- ② 実績報告書(別紙)

- ③ 業者からの納品内容等を確認できる書類（納品書等の写し）
- ④ 経費の内訳及び支払いを確認できる書類（領収書等の写し）
- ⑤ 写真等（事業の取組がわかるもの）

※ 領収書が無い場合は振込や送金を確認できる資料でも結構です。

※ 提出は下記へ郵送してください。

〒747-8501 防府市寿町7番1号

防府市商工振興課 宛て

※ 「DX 実現支援補助金報告書在中」とご記載ください。

1.2 補助金の支払い

補助金の支払いは、補助事業終了後の精算払いとなります。

「防府市中小企業 DX 実現支援補助金確定通知書」が届きましたら、防府市中小企業 DX 実現支援補助金請求書（第8号様式）を下記へ郵送してください。

〒747-8501 防府市寿町7番1号

防府市産業振興部商工振興課 宛て

1.3 注意事項

- (1) 審査の結果（不採択の理由等）に関する問合せには、一切応じかねますので予めご承知おきください。
- (2) 提出書類は返却いたしませんので、必要な場合は事前にコピー等をしてください。
- (3) 交付決定後に事業内容に変更が生じた場合は、商工振興課にお問合せください。
- (4) 偽りその他不正の手段により補助金交付を受けたときや補助金交付条件に違反したとき等は、交付決定の取り消し・支払った補助金の返還を求める場合があります。
- (5) 補助金を交付された事業者の事業概要等を公表することがあります。また、補助金交付後も、事業の進捗状況や目標指標の推移等の確認や書類の提出等について協力していただきます。
- (6) 本事業における関係書類は事業終了後5年間保存してください。

(7) 市内事業者からの調達や工事にご協力ください。

【問合せ先】

- 補助金の申請に関すること
防府市商工振興課 TEL : 0835-25-2147
- DXコンサルティングに関すること
やまぐちDX推進拠点Y-BASE
URL : <https://digitech-yimg.org/y-base/>
- 補助金の申請サポートに関すること
防府商工会議所 TEL : 0835-22-4352
防府市中小企業サポートセンター TEL : 0835-25-2229